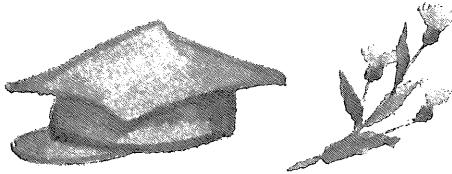


大学入試の歴史（第10回）

戦時体制下の入試(1)



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

1931（昭和6）年に、現在の中国の東北地方に対する侵略戦争が「満州事変」の名で始められ、翌32（昭和7）年3月には完全な傀儡政権である「満州国政府」が樹立された。この時期から1945（昭和20）年の敗戦に至るまでの15年間日本帝国主義は絶え間なく、勝利も「平和」の見通しも立たない侵略戦争を続けた。

1930年代初めには日本も他の資本主義と同様に恐慌のただ中にあったが、30年代半ば頃には侵略戦争の開始をてことして工業生産が急速に恢復、拡充され、やがて準戦時経済体制、さらには戦時経済体制へと移行し、それは敗戦の破局まで続いた。政治経済の戦時体制強化、軍国主義化の動きは、高校、専門学校、大学の教育そのものに大きな影響を与えた。1930年代半ばからは入学試験のあり方にもさまざまな変化が現れ始めた。

入試科目に「国史」が登場

1935（昭和10）年2月、貴族院で「天皇機関説」問題が起こった。東京帝大教授・貴族院議員であった美濃部達吉の憲法学説は国体觀念とは相容れないとして、右翼から執拗に追及され、やがて美濃部は一切の官職辞任に追い込まれた。この事件を契機として「國体明微」運動が活発

となった。

まるでこの動きに呼応するかのように、この年春に実施された官立高校の入試の文科の試験科目、および官立高等商業全校の入試科目に一斉に「国史」が入ってきた。実際には各校の入学者選抜の学科試験科目は前年暮れあるいは年初めまでは発表されていたのだから、天皇機関説問題に触発されて「国史」が登場したわけではない。しかし、それまでは高校でも高等商業でも入試科目に課されたことがあったのは「歴史」であることが多かったし、当時中学校で課されていた授業科目名も「歴史」であったから、これはやはり新しい動きであった。

まず官立高校について述べる。

官立高校入試の科目数は、1928（昭和3）年までは、文科、理科とも5科目あるいはそれ以上がふつうで、1928年秋の近代教育史上に有名な入学者選抜方法改善の通達を契機に、翌年から4科目ないしそれ以下となった（科目は各校がそれぞれに定めた）。1930年代に入ると概ね4科目に統一され、文科では「国語及び漢文」、「外国語」、「数学」がほぼ毎年課され、他の1科目が「地理」であったり「歴史」であったりした。同じ「地理」でも外国地理を出題するか日本地理を出題するかは学校毎に異なっていた。

同様に「歴史」も、東洋史、西洋史、日本歴史、あるいは国史のどれを課すかは学校毎に異なっていた。理科では「国語及漢文」「外国语」「数学」が毎年課され、他の1科目が年により学校により違っていた。

文科についてみれば、1934（昭和9）年は「地理」が、1933（昭和8）年には「歴史」が出題された。「歴史」の内訳は、西洋史9校、東洋史2校、日本歴史8校、国史6校であった（11校は文科理科共通科目であった）。これが1935年に至って一斉に「国史」に統一されたのである。それでも官立高校文科は翌1936年は地理を課しており、まだ毎年国史を課した訳ではなかった。

これに対して官立高等商業の入試では、1935年から毎年、全校で、中学校出身者、商業学校出身者を問わず、ともに「国史」が課されるようになった。

官立高等商業では、1935年までは入試科目に歴史（国史ではない）が課されること自体が稀であった。1928年をとってみれば、官立の高商12校及び商大専門部の中で「西洋史」を課したのは長崎（計8科目中）、山口（計9科目中）、彦根（計5科目中）の3校、「歴史」（内容的には西洋史が多い）を課したのは大分（計7科目中）、横浜（計4科目中）の2校だけであった。いずれも入試科目が比較的多かった学校であり、中学校出身者に課される科目にふくまれており、商業学校出身者には課されなかった。公立、私立の高等商業では従来から入試科目数が少ないこともあり、歴史が課されることは滅多になかった。

1928年11月の入学者選抜方法改善に関する通達によって、1930年の入試からは各官立高商の入試科目は3科目あるいは4科目となった。このため、ほとんどの学校が、中学校出身者には国

語、漢文、英語、数学を、商業学校出身者には国語、英語、商業簿記、商業要項などを課すようになり、かつてみられた歴史や地理を課す学校はなくなっていた。

こうした経過があったのに「国史」が登場したのは、「官公立高等商業学校長協議ノ結果爾後官立及公立高等商業学校（東京商科大学附属商学専門部及同附属商業教員養成所並大阪商科大学高等商業部ヲ含ム）ノ入学試験ニ際シテハ試験科目中ニ『国史』ヲ加フルコト」を決定したからであった（昭和9年9月1日発実51号 実業学務局通牒による）。協議の内容は明らかでないが、官立高等商業学校長のなかに「国史」導入に熱心な人がいたのであろう。こうして「国史」がくわえられたため、多くの官立高等商業では入試科目数がその分だけ増加する結果となった。

試験科目も国体明徴政策の一環に

1937（昭和12）年7月7日の芦溝橋事件を契機に、中国侵略の戦線はいっきょに中国全土に拡大した。「北支事変」は9月には「支那事変」と改称、7月から9月までに37年度の国家予算28億円に匹敵する25億円にのぼる臨時軍事費が計上され、いっきょに戦時経済体制へ突入する。1938（昭和13）年4月には全権委任法である國家総動員法が発効、ここに政治経済の総動員体制が確立した。

この動きにまず実業専門学校入試が反応した。1938年12月1日に官公私立の実業専門学校長に対して、「将来ノ産業人トシテハ之ニ必要ナル学術技芸ノミナラス特ニ國体ヲ明徴ニシ日本精神ヲ体得スル必要」と「現ニ中等学校ニ於テハ國史及公民科ヲ必須科目トシテ課シ」ている実情にかんがみて、①選抜試験科目4科目中に少なくとも国史または公民科の1科を加えること、

②公民科を選抜試験に加えることが困難な場合には、口頭試問の際に之を課すこと、という通牒が出されたのである。翌春の入試に間に合わない学校もあるかと思われたが、結果をみると、①従来からすでに「国史」を課していた官立高等商業全校のほか、②官立高校もこの年から文科、理科とも全校が入試科目に「国史」を加えるようになり、③官立高等工業学校は従来国語以外の文系科目を課していなかったが、この年には神戸、山梨両高工、秋田鉱専の3校が「国史」を、熊本、福井の両高工が「公民科」を課した。④官立高等農業は従来から2～3科目と入試科目が少なく、国語以外の文系科目を課したことになかったためか、この年に「国史」あるいは「公民科」を課した学校はなかった。

しかし翌1940年からは官立高校も全校が「国史」あるいは「公民科」を課したし、官立高等農業も、宇都宮を除く全校が「国史」あるいは「公民科」(2校のみ)を課した。1941年からは、「公民科」は選抜試験にはなじまないとみられたのか、後述の統一方針にしたがって官立高等工業、官立高等商業でも全校が「国史」を課す

ようになった。

ついには英語も追放

外国語ことに英語は、わが国近代の高等教育機関の入学者選抜試験において、最も重視されてきた科目のひとつであった。欧米先進国の文明に学びその文物を導入・消化するためには外国语を修習することが不可欠と考えられたからであった。

ところが1941（昭和16）年に対米・英・仏に宣戦して以後は、国粹主義がますます狂暴化し、ついには英語を敵性語として排斥するようになった。野球でもアウトを「ダメ」、ストライクを「よし」というようになったなどといわれている(筆者はまだ小学生だったためか記憶がない)。また街かどのポストは「上方差入下方差出式郵便箱」といったと聞いている。

こうしたばかりた動きが強まるなかで、ついに1943（昭和18）年の官立高校の文科では入試科目から外国语が外され、翌44年には文科、理科ともに外国语が課されないという状況が現出した。入試では伝統的に英語を重視してきた官

立高等商業も、1944年には英語を入試科目から外してしまった。

これより前、官立高等農業では入試科目数を減らすという動向のなかで外国語を課さない学校が現れ始めており、1936（昭和11）年には英語を課した学校は11校中4校に過ぎず、1941（昭和16）年からは全校が英語を課さなくなつた。また官立高等工業も、1940年にこの年新設の浜松、大阪、宇部の3校が英語を課さないという事例があったが、1943（昭和18）年には後述の科目統一方針により全校で英語が外されるに至った。

1944（昭和19）年にはこのほか官立の医専、薬専、各大学医学部附属の臨時医学専門部の入試科目においても英語は外されていたから、この年の入試でなお外国語（英語）を課していたのは、高等師範学校、東京、大阪の両外国语学校、若干の臨時教員養成所など指折り数える程に僅かなものとなっていた。

実業学校出身者の進学制限、入学制限

戦前のわが国の学校体系は複線型であったとよく言われる。複線型とは、一方に最終的には帝国大学に至るまで進学できるコースがあり、他方に途中でどこにも進学できない行きどまりの、多くの大衆が学ぶコースがあったことをさしている。たしかに、小学校後に実業補習学校（1935年からは青年学校）に進んだ者——これが量的には最も多かった——には、専門学校入学者試験検定（略称、専検）等に実力で合格する以外には進学の道はなかった。しかし、学校体系内のたとえば農業学校、工業学校、商業学校等の中等程度の実業学校からは上級学校進学の道が開かれており、実際に、全国統計で実業学校卒業者の1割弱、実業専門学校入学者につ

いてみれば入学者の2割前後はこれら実業学校出身者で占められていた。ことに商業学校からの進学者は多く、それは高等商業入学者の3割を超えていた。また、数量的には僅かではあつたが、実業専門学校からいくつかの帝大をふくむ大学へ進学する道も開かれていた。

ところが戦時経済体制の時代に入ると、こうした柔軟な進学構造は、「時局」にふさわしくないとして問題とされるようになった。1938

（昭和13）年8月には学校卒業者使用制限令が公布され、大学、専門学校、実業学校等の卒業者が不用不急の方面に就職することが禁止され、翌39年3月には学校技能者養成令が出され、大学、専門学校、実業学校等による人材育成の計画化がはかられるようになった。これらの動きに呼応するように、39年11月17日には、実業学校の使命は「卒業後直ニ実業ニ從事スル者ノ養成ニ在リ且又事変下我が國生産力ノ拡充ハ焦眉ノ急務ナルニ鑑ミ実業学校卒業者ヲナルベク多数産業界ニ送出スルハ最モ緊要」であるから、当分の間、実業学校に対して上級学校進学者を最小限に止めるよう求める通牒が出された。また同日付けの直轄実業専門学校長宛の通牒では、卒業者の上級学校進学を最小限にとどめるよう求めるとともに、「実業学校ヨリノ入学志願者ニ対スル入学者数ニ付テハ概ネ最近三ヶ年ノ平均数（各学校ニ付）ヲ超エザル範囲ニ止ムル」ことを求めた。

この措置は翌1940（昭和15）年12月9日付の通牒ではいっそう強化され、「今後実業学校生徒又ハ卒業者ニシテ巴ムヲ得ザル事情ニ依リ実業専門学校入学出願ヲナス者ニ対シテハ必ず出身学校長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトトシ（右推薦書添付ナキ入学願書ハ実業専門学校ニ於テ受理セザルコトトス）又其ノ推薦数ハ各学校共

表 官立高校・官立実業専門学校の入試期日
(1941~1944年)

	1941	1942	1943	1944
官立高校	3.16~17	3.1~2	3.6~7	3.1~
官立実業専門学校	3.16	3.1~	3.23~	3.17~18

概ね其ノ年ノ卒業者数ノ一割以内ニ止メシムル」ことが求められた。直轄実業専門学校長にはこれに対応する同趣旨の通牒が出された。進学しなければならない「已ムヲ得ザル事情」というものがどういう事情か理解しかねるが、要は進学を制限することにあったことだけは確かであった。

こうした措置に実業学校とくに商業学校では反対が強く、商業学校長協会はこのような制限の撤廃を求めて陳情を繰り返した。「この制限は実業学校生徒の意気を萎縮阻害させ、ひいては実業学校入学志願者の減少や素質低下を招来し、実業教育を衰微させるから、けっきょくにおいて、時局の要望に添うことができなくなる」というのがその理由であった(『産業教育七十年史』)。しかし同旨の通牒は翌41年10月にも出され、実業学校からの進学制限、入学制限の撤廃は結局敗戦をまたなければならなかつた。

入試が3月初旬に



戦時体制も一段と強化されてきた1941(昭和16)年以降の高校・専門学校の入試においては、学科試験の科目や試験期日が学校種別毎に統一されたことも重要な変化であった。その始まりである1941年の例についてみれば、1940年8月12日に実業~~専~~校長通牒「入学者選抜ニ関スル件」が出され、①工業並びに商業教員養成所をふくむ官立実業専門学校の入試期日を官立高校の入試期に合わせて統一すること、②学科試験科目

を別記(略)のように学校種別毎に統一すること、③試験場を学校所在地をふくめて3か所以内とすること、などが指示された。

この通牒にしたがって、1941年の官立高校と官立実業専門学校の入試は3月16日から実施された。高校と実業専門学校全体の入試期日が統一されたのは初めてのことだった。翌42年も官立高校と官立実業専門学校の入試期日は統一され、3月1日から実施された。しかし、43年以降は高校と実業専門学校の入試期日は別の日に設定された。

1942(昭和17)年の入試が3月1日から実施されたことは、画期的なことであった。文部省は従来、官立高校の入試期日を3月15日以前に定めたことは一度もなかった。官立実業専門学校もこれにならってきた(早期に実施していた高師、女高師の入試は、官立学校では全くの例外であった)。いずれも、中等学校への影響を少しでも小さくしようと配慮したからであった。

ところがこの1942年の入試では、文部省自身がこの長い伝統を破ったのである。

戦後の国立大学の入試期日は、現在も、また共通第1次試験が導入される前も3月初旬から始められているが、この先例は戦時下の1942年に、ほかならぬ文部省自身の手でひらかれたものであった。さらにいえば、官立学校全部の入試期日を2期に(場合によっては3期に)分けて統一的に実施する方式も、戦時体制下に始まったものである。